

朱鞠内湖淡水漁業協同組合共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する上内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。) 区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という。) についての制限に関して必要な制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 前項の規定による申請は、口頭、又は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申込書を提出して、しなければならない。
- 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該漁業権の対象となっている水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。) の行う水産動物の採捕に著しい障害があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ中欄に掲げる漁具・漁法でかつ、それぞれ右欄に掲げる範囲内でなければならない。

水産動物	漁具・漁法	範囲
わかさぎ	手釣	制限しない
	竿釣	1人につき2本以内
	たも網	網口の最長部40センチメートル未満 網の長さの最長部40センチメートル未満 1人につき1本以内
こい	手釣	制限しない
	竿釣	1人につき5本以内
ふな	手釣	制限しない
	竿釣	1人につき2本以内

水産動物	漁具・漁法	範 囲
やまべ	手 釣	制限しない
	竿 釣	いとう、あめますを含め1人につき5本以内、 ただし6月1日から12月10日まで2本以内
いとう あめます	手 釣	制限しない
	竿 釣	やまべを含め1人につき5本以内、ただし5 月1日から12月10日まで2本以内
えび	たも網	網口の最長部40センチメートル未満 網の長さの最長部40センチメートル未満 1人につき1本以内

- 2 遊漁には、12V以下のバッテリー式の動力以外の動力船舶を使用してはならない。
- 3 第4条及び第5条に掲げる期間のうち1月10日から4月10日までの期間に遊漁する場合は、氷の穴の大きさは直径20cmを限度とする。
- 4 やまべ・いとう・あめますの遊漁には、かえしのない針で2本以内とし、ひとつの針に2本以上ついている針、又は三本針は使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。ただし、1月10日から4月10日までの遊漁は、日の出から午後4時までの時間内でなければならない。

水産動物	期 間 ・ 時 間
わかさぎ、こい ふな、いとう あめます、えび	5月1日～12月10日及び1月10日～4月10日 日の出から日没までの期間内で組合が定めて公表する時間内
やまべ	6月1日～12月10日及び1月10日～3月31日 日の出から日没まで

- 2 前項の公表は、この組合が委託する遊漁券販売所及びインターネットに掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定する期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1 基点第 1 号と基点第 2 号を結んだ線から東側の区域	周 年
2 基点第 3 号と基点第 4 号を結んだ線から西側の区域	
3 基点第 5 号と基点第 6 号を結んだ線から東側の区域	
4 基点第 7 号と基点第 8 号を結んだ線から西側の区域	
5 基点第 9 号と基点第 10 号を結んだ線から南側の区域	
6 基点第 11 号と基点第 12 号を結んだ線から東側の区域	
7 基点第 13 号、基点第 14 号、基点第 15 号、基点第 16 号、基点第 17 号、基点第 18 号、基点第 19 号の各点を順次に結んだ線から西側の区域を除いた区域	12 月 11 日から 4 月 30 日まで
8 基点第 19 号、基点第 20 号、基点第 21 号、基点第 22 号の各点を順次に結んだ線から南側を除いた区域	遊漁者船舶 乗入れ禁止
9 泥川、ブトカマベツ川、陰の沢川の各河川	周 年
摘要 基点第 1 号から基点第 22 号の位置は、別表 1 のとおりとする。	

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

水 産 動 物	大 き さ
わかさぎ	全 長 3 c m 未 満
こ い	全 長 8 c m 未 満
ふ な	全 長 5 c m 未 満
や ま べ	全 長 1 0 c m 未 満
い と う	全 長 6 5 c m 以 上
あ め ま す	全 長 5 0 c m 以 上
え び	全 長 1 c m 未 満

(尾数の制限)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

水 産 動 物	採捕尾数制限
い と う	1 年 間 1 尾

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第8条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、中欄に掲げる区域で右欄に掲げる期間においては、採捕した水産動物の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

水産動物	区域	期間
いとう	すべての区域	5月1日から12月10日

2 前項の公表は、この組合が委託する遊漁券販売所及びインターネットに掲示して公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、600円を加算した額とする。

水産動物	漁具、漁法	遊漁料
わかさぎ	手釣、竿釣	左欄に掲げる全ての水産動物 1日券 1,100円 回数券(6日券) 5,500円 (1月10日～4月10日の期間)
	たも網	
いとう、こい やまべ、ふな あめます	手釣、竿釣	1ヶ月券 4,500円
		(5月1日～12月10日の期間)
えび	たも網	

※消費税及び地方消費税を含む

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に前項の遊漁料に600円を付加して納付する場合は、この限りでない。

幌加内町字朱鞠内 朱鞠内湖淡水漁業協同組合

幌加内町字朱鞠内 レークハウスしゅまりない

幌加内町字朱鞠内 キャンプ場案内所

3 既納の遊漁料は、これを還付しない。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたとき、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付を受けた者は、遊漁承認証を他人に譲渡し又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認書を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、川(湖)底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の停止を命じ、以後その者の遊漁を拒否する合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(雑則)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、この規則項は規約で定める。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行

別記様式 1

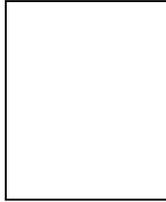
遊漁承認証

遊 漁 承 認 証 控	
No.0000	
遊 漁 者	住所
氏名	(年令) 才
遊漁料	1,100円 (消費税を含む)
発行者	朱鞠内湖淡水漁業協同組合
遊 漁 承 認 証	
No.0000	
【 1 日 券 】	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所
氏名	(年令) 才
認定日	平成 年 月 日
当日限り(冬期間は、日の出から16時まで)	
漁 法	手 釣、竿 釣、たも網
遊漁料	1,100円 (消費税を含む)
発 行 者	朱鞠内湖淡水漁業協同組合
領収者	印
※遊漁者は、裏面の注意事項を厳守して下さい。	

遊漁承認証【1カ月券】

下記の通り遊漁を承認します。

記



No.0000

遊 漁 者	住所
	氏名 (年令) 才

認定日 平成 年 月 日から

月 日まで

漁法 手釣、竿釣、たも網

遊漁料 4,500円 (消費税を含む)

発
行
者

朱鞠内湖淡水漁業協同組合

領収者

印

※遊漁者は、裏面の注意事項を厳守して下さい。

遊 漁 承 認 証 控

No.0000

遊漁承認証【1カ月券】

遊 漁 者	住所
	氏名 (年令)
	才

認定日 平成 年 月 日から

月 日まで

遊漁料 4,500円 (消費税を含む)

発行者 朱鞠内湖淡水漁業協同組合

遊漁承認証（裏）

○注意事項

1 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所(電話番号 0165-38-2470) までご一報ください。

2 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。

○キャッチアンドリリースの規則

1 イトウはすべての区域でキャッチアンドリリースとなります。ただし、1月10日から4月10日までの期間は期間中1匹のキープは可能です。また、キャッチアンドリリースの際は速やかに再放流してください。

2 やまべ・いとう・あめますの遊漁には、かえしのない針で2本以内としひとつの針に2本以上ついている針、又は三本針(トリプルフック)は使用してはならない。

○当組合が行っている増殖事業

1 当組合が行っている増殖手法は産卵床の造成及び保護、稚魚・成魚・発眼卵の放流、魚道の設置、密漁監視等です。

○当組合が行っている漁場管理

1 当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、イトウにおける遊漁者の、採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますので御協力ください。

別記様式2

漁場監視員証

漁場監視員証 No.
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
氏名
年令()
住所
有効期間
朱鞠内湖淡水漁業協同組合
組合長 ○ ○ ○ ○

漁場監視員証 (裏)

○ 注意事項
漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇してはならない。